（特定社員登録の抹消等に関する事項の登録）

**第十条**　協会は、特定社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、当該各号に定める事項を特定社員名簿に登録しなければならない。

一　法第三十四条の十の十四第二項の規定により特定社員登録が抹消されたとき　第二条第五号に掲げる事項

二　法第三十四条の十の十七第一項各号に掲げる処分を受けたとき　第二条第六号に掲げる事項

**別紙様式第１号**（第３条関係）

特定社員名簿

| | | |
|---|---|---|
| ［略］ | | |
| 特定社員登録の抹消 | 年月日 | |
| 特定社員に対する処分 | 種類 | |
| | 年月日 | |

［表略］

**別紙様式第４号**（第６条関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

日本公認会計士協会　殿

氏名
続柄
住所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第６条の規定により、届出を致します。

記

［表略］

別紙　（日本産業規格Ａ４）

［表略］

（注意事項）

［１～５　略］

（処分の登録）

**第十条**　協会は、特定社員が法第三十四条の十の十七第一項第一号又は第二号に掲げる処分を受けたときは、遅滞なく、第二条第五号に掲げる事項を特定社員名簿に登録しなければならない。

**別紙様式第１号（第３条関係）**

特定社員名簿

| | | |
|---|---|---|
| ［同左］ | | |
| 特定社員に対する処分 | 種類 | |
| | 年月日 | |

［同左］

**別紙様式第４号**（第６条第１項関係）

（日本産業規格Ａ４）

年　　月　　日

日本公認会計士協会　殿

氏名
続柄
住所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規則第６条第１項の規定により、届出を致します。

記

［同左］

別紙　（日本産業規格Ａ４）

［同左］

（注意事項）

［１～５　同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した傍記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（外国監査法人等に関する内閣府令の一部改正）

**第十条**　外国監査法人等に関する内閣府令（平成二十年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （訳文の添付）<br>**第一条**　公認会計士法（以下「法」という。）第五章の五の規定により金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類のうち、法第三十四条の三十六第二項の規定により添付されるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。 | （訳文の添付）<br>**第一条**　公認会計士法（以下「法」という。）第五章の四の規定により金融庁長官に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。ただし、当該書類のうち、法第三十四条の三十六第二項の規定により添付されるもの（英語で記載されたものに限る。）については、この限りでない。 |